



発行 : 東北支部北河内地区広報活動地区育成委員会

TEL: 06-6965-9999

FAX: 06-6965-2468

touhoku-info@truck.or.jp

北河内地区第28回通常総会開催される！



中島地区長 2期目へ

平成30年3月10日(土)16時より、北河内地区第28回通常総会が伊勢志摩「賢島宝生苑」コンベンションホール華陽の間において開催されました。(会員総数 293 社、出席 69 社、委任状 164 通)

会務事業報告・会計決算報告及び予算案について審議し、すべて承認されました。また本年は役員改選期になっており、(株)交野運送・田崎宏理事(在16年)、コトブキ運送(株)・常喜照雄理事(在14年)、(株)渕登製作所・吉田輝男理事(在14年)の3氏の定年に伴い新たな3名が選任されました。総会后、役員選出規程第9条により互選した結果、地区長1名・副地区長2名・会計幹事1名・会計監査1名が選任され、承認されました(後述)。

地区役員一覧＜敬称略 順不同＞

地区長： ワールド運輸(株) 中島仁志 (大東・四條畷)
副地区長： 田中運送(株) 田中 均 (守口・門真)
副地区長： 井上運輸倉庫(株) 井上 算 (大東・四條畷)
会計幹事： だるま運輸(株) 北岡伸夫 (寝屋川・枚方・交野)
会計監査： (株)ネットワーク 池田雅信 (守口・門真)

寝屋川・枚方・交野ブロック

大阪重運(株)・梶原一彌, (株)タイヨー運送・白井博巳, 下田運輸(株)・下田智弘,
佐川急便(株)・田平伸一郎, (株)斉藤組・齋藤雅彦, (株)交野運送・田崎一人

守口・門真ブロック

(株)吉良・吉良義之, 丸善大阪運輸(株)・児嶋 純, 守口実業(株)・江口公明,
三浦運輸(株) 三浦 修, 京橋運輸(株)・桜本芳久

大東・四條畷ブロック

(株)バルコエクスプレス・前田正彦, 大東陸運(株)・大東昌彦,
(株)中原運輸・中原 毅

※上記は支部役員候補者でもあり、去る5月18日(金)開催の第56回支部総会(於：太閤園)で
全員支部役員として承認されました。

年輩組と青年組の出会いがありました！！

— 1日目総会会場に到着する直前の1コマ —

食後は英虞湾遊覧船・賢島エスパーニャクルーズ号で大航海時代の気分で
小島間のミニミニ航海です。ところが離岸からエンジンの加速につれて、
船内では話の渦でオーバーヒート気味、残念ながら景色どころではない。



そして今度は、先程の昼食時とは別の青年組であった。話は一般社会的な話題でしたが、その中で聞きなれない
英単語が出てくるのでその都度、私は謙虚？な気持ちで質問を繰り返していました。そうでないと話の中身が分
からなくなるからです。お陰様で有益な話の連続で大変勉強になりました。この分なら、業界水準は他産業のレ
ベルを追い越していくこと必定と見ました。我々年輩組ご同慶も、牛尾を追随するだけが能ではない、安閑とし
ている場合ではないぞ、自ら叱咤激励せよ！自分の事業と業界の発展の為にだぞ・・・と思ったら、時は無常！
いつの間にやらエスパーニャ号は接岸、私も下船せざるを得ないのでありました。私達一行は早春の柔らかい浜
風を受けながら、近くの小高い丘の上にある総会場のホテルへ向かって順調に走行、予定通り午後3時40分宝
生苑に到着です。確か以前にも支部総会で来た覚えのある結構良いホテルです。到着と同時に先ずは参加者全員
で館内敷地内の記念撮影場所へ向かいました。湾内諸処に点在する小島群の景観を前に屋外での記念撮影・そこ
はコンフォートゾーン(居心地のいい場所)だった。近くには、入り組んだ湾内に大小さまざまな島が静けさを保
ちながら、彼方には紺碧の空とエメラルドグリーンとが遙か彼方で融合していました・・・ (年配組のS・M)

新役員様のご挨拶



この度、北河内地区役員改選に伴い新役員を拝命しました京橋運輸(株) 桜本芳久と申します。何かと未熟で至らぬ点多々有るかと思存しますが、北河内地区ならびに東北支部を盛り上げていくお力なればと精一杯頑張っておりますので、何卒ご指導ご鞭撻のほどお願い申し上げます。

(桜本理事)



北河内地区に在籍しております株式会社斉藤組の齋藤雅彦と申します。浅学菲才の身ではありますが、役員に選出された以上、北河内地区はもとより、東北支部、大阪府トラック協会の会員各社のお役に立てるよう微力ながら努力しておりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

(齋藤理事)



本年度より理事となりました(株)交野運送の田崎一人と申します。理事の大役をお受けすることに喜びを感じ、精一杯全力で頑張っております。まだまだ若輩者ですが、皆様ご指導のほどよろしくお願いいたします。

(田崎理事)

第23回 物流セミナー

及び 年賀交歓会

東北支部主催で今年も新春 1/16 (於：太閤園ゴールデンホール) 物流セミナーが年賀交歓会(荷主懇談会)と共に2部形式で開催されました。一部では読売テレビ『そこまで言って委員会』『関西情報ネット ten』等々、マスコミで活躍中の大阪市立大学教授 朴一教授に『緊迫する朝鮮情勢をどう読むか』を題して講演頂き、日韓問題・米朝問題の歴史的背景、南北朝鮮情勢など多岐にわたり講演頂き、引き続き朴一教授にもご参加頂き2部の年賀交歓会・荷主懇談会は和やかに進められました。



←一本締めで締め括り→

←談笑する朴一教授(右)





平成 30 年 4 月 6 日から 15 日までの 10 日間、春の全国交通安全運動が開催されました。
運動前日 5 日(木)、北河内地区役員は枚方市駅前で開催された交通安全啓発パレードに参加しました。



恒例により、東海大仰星高校吹奏学部を先頭に枚方市駅周辺を行進し、
今年は ①子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止 ②自転車の安全利用の推進 ③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底 ④飲酒運転の根絶 ⑤二輪車の交通事故防止の5つを呼びかけました。

パレード後は、枚方市長等関係者の挨拶・幼稚園児による交通安全宣言・高齢者の方々の免許返納と卒業式・吹奏楽部によるミニコンサートが行われました。この運動期間中には、北河内地区内で様々な啓発キャンペーンが行われ、地区役員を中心に参加協力をしました。

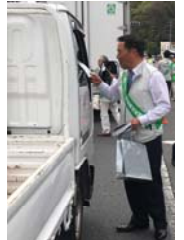


4月9日 守口ジャガータウンの薄暮事故防止キャンペーン！



4/9 守口市交通安全キャンペーンが守口市佐太東町ジャガータウンにて開催されました。
守口警察署及び北河内役員 5 名が参加し、通行する歩行者、自転車への啓蒙活動と啓発グッズの配布を行いました。

4月12日 生駒署合同シートベルトキャンペーン！



4/12 正式名称、生駒山系セーフティドライブウェイ合同キャンペーン（四条畷署⇄生駒署）が
今年は飯盛霊園前から場所を移し R163 奈良県生駒市の北田原中交差点付近にて開催
されました。各警察及び関連団体総勢約 50 名、当支部からも 13 名が参加し、通行
する乗用車、トラックへの啓蒙活動を展開し、啓発グッズの配布を行いました。





四條畷警察署では「春の全国交通安全運動」の期間中、市民の交通安全意識の醸成ため追加交通安全啓発行事を開催し、当日は万博誘致のラッピングカー2両を体験用トラックとして提供しました。

<於：JR 住道駅前デッキスペース>

↓ トラックの内輪差って



運転席に座ってトラックの死角を知ろう ↑

全国 59.1% ! 大阪 51.2%!! 東北支部は 69.3%!!!

上記は、5/2 日現在の標準貨物自動車運送約款等の改正に伴う手続き率です。

一般・特積みの全国事業者数は 57,008 者(平成 28 年 3 月末現在)のうち、一般貨物料金届出件数 25,104 件・約款認可件数 8,592 件で、手続き率は 59.1% ! 大阪は 4,418 者中、一般貨物料金届出件数 2,127 件・約款認可件数 134 件で、手続き率 51.2% ですので、全国平均より 7.9% 下回っております…。ちなみに届出書の鑑の送付や支部経由で届出した分で集計した東北支部の手続き率は **69.3%** (5 月末現在) です。この届出書は本店所在地で手続きすれば営業所単位では届ける必要はなくこの数字は若干上がると思いますが、まだ未届の会員様がれば、適正価格收受のために至急に届出をして下さい！

項目	届出件数	約款認可件数	手続き率
全国	25,104	8,592	59.1%
大阪	2,127	134	51.2%
東北支部	2,127	134	69.3%

項目	届出件数	約款認可件数	手続き率
全国	25,104	8,592	59.1%
大阪	2,127	134	51.2%
東北支部	2,127	134	69.3%



過労死防止へ処分強化 運送業界、営業停止期間長く

自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を改正 !!

～ 7月から過労防止関連の処分が厳しくなります ～

国土交通省は、自動車運送事業者（トラック、バス、タクシー）への行政処分基準に関する通達改正を行います。施行は、平成30年7月1日を予定しています。

(主な内容)

- ・過労防止関連違反等に係る車両停止等の処分量定を引き上げます。
- ・営業所での監査結果に基づき行われる車両の使用停止（行政処分）について、トラックに関しては、営業所で保有する車両数全体の最大5割に引き上げます。

1. 行政処分の強化

自動車運送事業（トラック、バス、タクシー）の運転者は、全職業平均と比較して労働時間が約1～2割長く、いわゆる過労死の認定件数も職種別で最も多い実態にあり、長時間労働の是正や過労の防止は重要な課題です。

このため、昨年8月28日に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた「直ちにに取り組む施策」においても、行政処分の強化を行う方針が示されたところです。

以上のような状況を踏まえ、今般、過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引上げを行うなど、行政処分等の基準について、所要の改正を行うこととします。

（平成30年7月1日 施行予定）【 **別紙** 新旧対照表 参照 】

2. トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置

トラックの適正化事業実施機関が実施する巡回指導において、法令未遵守事項が多くみられ、改善指導を受けたにも関わらず改善が図られない等のトラック事業者の他、「定期点検の実施」、「健康診断の受診」及び「社会保険等の加入」に関する法令未遵守状況が継続的に見られるトラック事業者等に対して、重点的に監査を実施することとします。

（平成30年10月1日 開始予定）

— 国交省のホームページより抜粋 —

◆北河内地区会員状況 全295社

— 平成30年 月 日 現在 —

守口・門真ブロック	108 社
寝屋川・枚方・交野ブロック	112 社
大東・四條畷ブロック	75 社

◆東北支部の移動健康相談事業実施について

8/18(土) 13:00～16:00 於：大東市民会館

9/14(金) 17:00～19:00 於：守口門真商工会館

9/15(土) 13:00～16:00 於：守口門真商工会館

10/11(木) 17:00～19:00 於：守口門真商工会館

10/12(金) 17:00～19:00 於：守口門真商工会館

10/17(水) 17:00～19:00 於：大阪トラック総合会館

■処分量定の引き上げ表（トラック、乗合バス、タクシー）

乗務時間等告示遵守違反（輸送安全規則第3条）（運輸規則第21条）等	
【現行（初違反）】 ・ 未遵守 5 件以下 警 告 ・ 未遵守 6 件以上 15 件以下 10 日車 ・ 未遵守 16 件以上 20 日車 ・ 未遵守 31 件以上 3 名以上等 30 日間 事業停止	【改正後（初違反）】 拘束時間、休日労働への違反があれば左記（現行）の件数として計上して処分日車数を算出し、さらに別立てで以下の処分日車数を算出して合算する ・ 未遵守 1 件 10 日車 ・ 未遵守 2 件以上 20 日車 例）未遵守 6 件 → 30 日車
健康状態の把握義務違反（輸送安全規則第3条）（運輸規則第21条）等	
【現行（初違反）】 ・ 把握不適切 50%未満 警 告 ・ 把握不適切 50%以上 10 日車	【改正後（初違反）】 <u>疾病、疲労等の恐れのある乗務</u> ・ 健康診断未受験者 1 名 警 告 ・ 健康診断未受験者 2 名 20 日車 ・ 健康診断未受験者 3 名以上 40 日車
社会保険等未加入（貨物自動車運送事業法第25条）（道路運送法第30条）等	
【現行（初違反）】 ・ 一部未加入 10 日車 ・ 全部未加入 20 日車	【改正後（初違反）】 ・ 未加入 1 名 警 告 ・ 未加入 2 名 20 日車 ・ 未加入 3 名以上 40 日車

※社会保険等＝健康保険／厚生年金保険／労働者災害補償保険／雇用保険

その他の処分基準の改正
【改正後】 ・ 記録の改ざん、不正記載のような労働時間管理で問題がある事項、虚偽届出 → 処分を強化 ・ 帳簿類の「すべて保存なし」については → 「すべて記録なし」と同じ処分量定に統一する

■トラック事業者の使用停止車両の割合を引上げ（最大5割）

（例）保有車両 10 両の事業所が「150 日車」の使用停止処分を受ける場合

【現行】 2 両のトラックを 75 日間停止

【改正後】 **5 両のトラックを 30 日間停止**

※使用停止車両の割合 1～2 割程度

※使用停止車両の割合最大 5 割